

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和5年10月27日

秋田市長 穂 積 志

### 1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・3・72号 泉外旭川線

### 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

### 3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課